

○大分市水道事業給水条例

平成9年12月18日

条例第40号

大分市水道条例（昭和40年大分市条例第36号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第13条）
- 第3章 給水（第14条—第23条）
- 第4章 料金、分担金及び手数料（第24条—第34条）
- 第5章 管理（第35条—第42条）
- 第6章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、大分市水道事業の給水の適正な保持を図るため、給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（平12条例47・平29条例37・令6条例27・一部改正）

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(指定給水装置工事事業者の指定)

第7条 前条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定については、規程で定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

4 第1項及び第2項に規定する給水用具等の指定等必要な事項は、規程で定める。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 路面復旧費
- (4) 共通仮設費

- (5) 現場管理費
- (6) 一般管理費
- (7) 消費税相当額

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、規程で定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の工事費の概算額について、工事完成後これを精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第11条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても管理者に工事を申し込んだ者（以下「工事申込者」という。）の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限まで納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、その損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合これによる費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項に規定する事由により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び

区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する事由により給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、若しくは市内に事務所を有しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住し、又は市内に事務所を有する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人1人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の規定による管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者、管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

3 第1項の保管者が、管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(令6条例27・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用上の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はそれらのものの氏名等に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもって、水の汚染、漏水等のないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費相当額を当該請求者から徴収する。

第4章 料金、分担金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金の額)

第25条 料金の額は、別表第1に定めるところにより計算して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(平25条例45・令元条例22・一部改正)

(料金の算定)

第26条 料金は、隔月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、計量した使用水量によりこれを算定する。この場合、各月均等に使用したものとみなす。

2 管理者は、必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があるときは、前項の隔月定例日以外の日にメーターの検針を行い、計量した使用水量により料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合の料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、1月分として算定する。

2 月の中途において、用途、給水装置の種類又はメーターの口径に変更があったときのその月の基本料金は、使用日数の多いものにより算定する。ただし、使用日数が等しいときは、新しいものにより算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書により2月ごとに前2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者において必要と認めた場合は、1月ごとに徴収することができる。

(納付後の料金の変更)

第31条 料金の納付後その額に変更が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(分担金)

第32条 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増径する改造をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されたメーターの口径により別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額の分担金を管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

2 既納の分担金は、工事申込みを取り消したとき、又は工事中にメーターの口径変更を伴う設計変更があったときのほかは、還付しない。

(平25条例45・令元条例22・一部改正)

(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、その申込みの際(第1号及び第2号に規定する手数料については、規程で定める日)に徴収する。

(1) 設計審査手数料(1件につき)

メーター口径又は分岐口径	工事費区分	
	新設工事	改造工事
25ミリメートル以下	2,000円	1,000円
25ミリメートルを超えるもの	3,000円	1,500円

(2) 完成検査手数料(1件につき)

メーター口径又は分岐口径	工事費区分	
	新設工事	改造工事
25ミリメートル以下	2,000円	1,000円
25ミリメートルを超えるもの	3,000円	1,500円

(3) 指定給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき 10,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(令元条例54・一部改正)

(料金、分担金、手数料等の減免)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平12条例47・平22条例44・令元条例22・令6条例27・一部改正)

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第22条第2項の修繕に要する費用、第24条の料金又は第33条の手数料を指定期限までに納付しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第26条の使用水量の計量若しくは第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する必要な情報の提供を行うものとする。

(平14条例43・追加)

(貯水槽水道の設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を適正に管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例43・追加)

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(平12条例47・一部改正、平14条例43・旧第39条繰下、令6条例27・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

第42条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(平11条例37・一部改正、平14条例43・旧第40条繰下)

第6章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平14条例43・旧第41条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

3 佐賀関町及び野津原町の編入の日(以下「編入日」という。)前に佐賀関町水道事業給水条例(平成10年佐賀関町条例第20号)、野津原町簡易水道事業条例(昭和35年野津原町条例第89号)又は野津原町給水施設条例(昭和60年野津原町条例第23号)(以下「両町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例78・追加)

4 編入日前の佐賀関町及び野津原町(以下「両町」という。)の区域における編入日前の使用に係る料金については、第25条から第28条までの規定にかかわらず、両町条例の例による。

(平16条例78・追加)

5 両町の区域における編入日以後の使用に係る料金については、大分市条例適用額(第25条及び別表第1の規定により算定した料金をいう。以下同じ。)が両町条例適用額(第25条中「別表第1」とあるのを「佐賀関町水道事業給水条例(平成10年佐賀関町条例第20号)第22条の表又は野津原町簡易水道事業条例(昭和35年野津原町条例第89号)第23条の表」と読み替えた場合における第25条及び佐賀関町水道事業給水条例第22条の表又は野津原町簡易水道事業条例第23条の表の規定により算定した料金をいう。以下同じ。)を超える場合にあつては、大分市条例適用額から両町条例適用額を減じて得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に掲げる減免率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は、1円とする。)を大分市条例適用額から減じて得た額とする。

年度	減免率
平成16年度及び平成17年度	1.0

平成18年度	0.8
平成19年度	0.6
平成20年度	0.4
平成21年度	0.2

(平16条例78・追加)

- 6 前2項の場合において、料金の算定の基礎となる使用期間が編入日及び編入日の前日を含む場合又は平成17年度から平成22年度までの各年度の初日及びその前日を含む場合については、第26条の規定にかかわらず、当該使用期間に係る使用水量を各日均等に使用したものとみなして、管理者が定めるところにより算定する。

(平16条例78・追加)

- 7 編入日前に両町条例の規定によりなされた申込みに係る分担金及び手数料の額については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、両町条例の例による。

(平16条例78・追加)

- 8 平成17年1月1日から平成20年3月31日までの間、野津原東部簡易水道事業に係る分担金の額については、第32条第1項中「口径により別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「口径が13ミリメートルの場合にあつては199,500円、20ミリメートルの場合にあつては220,500円、25ミリメートルの場合にあつては378,000円、40ミリメートルの場合にあつては1,102,500円」とする。

(平16条例78・追加)

- 9 編入日前にした野津原町簡易水道事業条例又は野津原町給水施設条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ野津原町簡易水道事業条例又は野津原町給水施設条例の例による。

(平16条例78・追加)

- 10 平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、野津原西部簡易水道事業（大字今市の区域を除く。）に係る分担金の額については、第32条第1項中「口径により別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「口径が13ミリメートルの場合にあつては150,000円、20ミリメートルの場合にあつては171,000円、25ミリメートルの場合にあつては328,500円、40ミリメートルの場合にあつては1,063,500円」とする。

(平17条例12・追加)

- 11 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、野津原西部簡易水道事業（大字荷尾杵の区域のうち宮ノ下、今在喜、仲村及び猿掛の各字の区域に限る。）に係る分担金の

額については、第32条第1項中「口径により別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「口径が13ミリメートルの場合にあつては150,000円、20ミリメートルの場合にあつては171,000円、25ミリメートルの場合にあつては328,500円、40ミリメートルの場合にあつては1,063,500円」とする。

(平22条例44・追加)

附 則 (平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第47号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年条例第43号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第78号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第12号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第44号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給を受けている水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの（以下この項において「特定継続使用に係る水道の使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金（改正前の第25条の規定により算定した料金をいう。）を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「特定継続使用に係る部分」という。））の当該確定した料金（特定継続

使用に係る水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち当該特定継続使用に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 改正後の第32条第1項の規定は、施行日以後に工事申込みのあった分担金から適用し、施行日前に工事申込みのあった分担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大分市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成29年4月1日以降の計量に係る使用水量により算定する料金から適用し、同日前の計量に係る使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給を受けている水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの(以下この項において「特定継続使用に係る水道の使用」という。))にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金(改正前の第25条の規定により算定した料金をいう。)を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「特定継続使用に係る部分」という。))の当該確定した料金(特定継続使用に係る水道の使

用にあつては、当該確定した料金のうち当該特定継続使用に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

4 改正後の第32条第1項の規定は、施行日以後に工事申込みのあつた分担金について適用し、施行日前に工事申込みのあつた分担金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第54号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の計量に係る使用水量により算定する料金から適用し、同日前の計量に係る使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年条例第27号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第25条関係)

(平28条例59・全改、令4条例49・一部改正)

用途	区分の口径	基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月につき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用	13ミリメートル	5立方メートルまで 800円	5立方メートルを超え	8立方メートルを超え	20立方メートルを超え	50立方メートルを超え	250立方メートルを超
	20ミリメートル	5立方メートルまで 1,160円	8立方メートルまで 1立方メートルにつき	20立方メートルまで 1立方メートルにつき	50立方メートルまで 1立方メートルにつき	250立方メートルまで 1立方メートルにつき	1立方メートルにつき 230円
	25ミリメートル	5立方メートル	50円	145円	260円	310円	

メートル	ルまで					
	1,430円					
40ミリ	4,800円	1立方メートルから20 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 230円				
メートル						
50ミリ	8,600円					
メートル						
75ミリ	17,500円					
メートル						
100ミリ	28,000円					
メートル						
150ミリ	61,500円					
メートル						
200ミリ	95,200円					
メートル						
浴場用	150立方メー トルまで 10,600円	150立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	95		
船舶用		1立方メートルにつき	190円			
臨時用		1立方メートルにつき	230円			

備考

- 1 一般用とは、浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 浴場用とは、一般公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 臨時用とは、工事その他一時的な用に供するものをいう。

別表第2（第32条関係）

区分	新設工事	改造工事
口径		
13ミリメートル	78,000円	改造による新設されたメーターの 口径に対応する左欄の額と改造前 の口径に対応する左欄の額との差 額
20ミリメートル	140,000円	
25ミリメートル	244,000円	
40ミリメートル	790,000円	

50ミリメートル	1,372,000円
75ミリメートル	3,813,000円
100ミリメートル	7,826,000円
150ミリメートル	21,560,000円
200ミリメートル以上	管理者が定める額